

青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備アドバイザー業務仕様書

1 業務名

青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備アドバイザー業務

2 業務の目的

本業務は、青森県立中央病院及び青森市民病院のあり方に関する基本方針及び共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項に基づき、現在策定を進めている青森県と青森市の共同経営・統合新病院基本構想・計画（以下「基本構想・計画」という。）における建築の技術的分野について、専門的な知識や実績を有する事業者にはアドバイザー業務を委託するものである。

3 履行期限 令和7年3月31日

4 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、関係法令及び適用基準等を遵守し実施すること。
- (2) 受託者は、建築のほか、医療施策、病院整備及び運営について相当な知識と技術を有する人員を適切に配置するとともに、自社の社員の中から本業務に関する責任者となる管理技術者を選任し、委託者に報告すること。
- (3) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は随時、委託者及び青森市民病院事務局と打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、必要に応じ、その内容を受託者が記録し、委託者に報告するとともに、別途委託している基本構想・計画策定業務受託者（株式会社システム環境研究所）と連携を図り、業務を実施するものとする。
- (4) 本業務に関し、県と市から出席依頼を受けた病院関係者へのヒアリング、会議及び打ち合わせ等に参加すること。（WEBでの参加は可。）
- (5) 受託者は、業務の進捗に関して、委託者に対して定期的に報告を行うこと。
- (6) 本業務について必要な資料については、委託者の担当職員と調整した上で収集するものとする。なお、受託者は収集した資料を毀損又は滅失しないように扱い、本業務の委託期間終了までに委託者に返却しなければならない。
- (7) 本委託業務の一部を再委託する場合は、予め委託者に再委託業者選定報告書（任意）を提出し、委託者の承諾を得ること。
- (8) 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (9) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (10) 本業務の遂行によって生じる権利は、委託者に帰属するものとする。

5 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後 7 日以内に業務計画書を作成の上、委託者に提出し承認を受けること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ① 業務実施体制（管理技術者、担当者一覧を含む。）
 - ② 業務実施工程表
- (3) 前号に定める事項の記載内容に追加又は変更が生じた場合には、速やかに委託者に文書で提出し、承認を受けること。

6 業務内容

本業務の内容は以下の内容について検討するものである。なお、以下（2）から（10）までの内容は、令和 6 年 12 月 20 日までに検討を終了すること。

(1) 想定規模

①病床数

- ・ 750 床程度

②想定施設※

- ・ 病院本体
- ・ 立体駐車場（患者用・職員用）
- ・ 院内保育所
- ・ 医師公舎
- ・ 患者家族宿泊施設
- ・ エネルギーセンター

※エネルギーセンター以外の施設に関する利用人数及び規模等の検討は業務対象外

(2) 敷地条件の検討

- ①敷地面積求積図の作成（既存資料有り）
- ②敷地条件・法令の整理
- ③インフラ調査（電気・ガス・水道等）
- ④敷地内配置計画（附帯施設等を含む）
- ⑤屋外動線計画
- ⑥外構計画
- ⑦駐車場計画
- ⑧ヘリポート計画

(3) 環境保全性に関する性能の検討

①災害対策

- ・ 地震対策
- ・ 水害対策
- ・ 新興感染症対策

②環境負荷低減性

- ・ ZEB、CASBEE 等の性能検討

③周辺環境保全

- ・緑地等の設置検討
- ・雨水処理及び活用の検討
- ・風害及び雪害の検討

(4) 施設計画の検討

- ①屋内動線計画
- ②ブロックプラン（部門配置・階層計画）
- ③セキュリティ計画
- ④エレベーター配置計画
- ⑤諸室面積計画
- ⑥ユニバーサルデザイン計画

(5) 要求水準の検討

- ①構造性能の検討
- ②建築性能の検討
 - ・内装仕上げグレード
- ③電気設備性能の検討
 - ・電気機器グレード
 - ・受変電設備計画
 - ・電力貯蔵設備計画
 - ・発電設備計画
- ④機械設備性能の検討
 - ・空調、給排水設備機器グレード
 - ・空気調和設備計画
 - ・給水設備計画
 - ・衛生設備計画
 - ・昇降機設備計画

(6) エネルギーサービス事業の検討

- ①想定発電量の設定
- ②排熱利用対象施設の検討
- ③エネルギーセンターモデルプランの作成
- ④省エネルギー効果の検討
- ⑤CO2削減効果の検討
- ⑥エネルギーランニング削減効果の検討
- ⑦民間事業者へのヒアリングの実施
- ⑧類似事例等による評価作成

(7) 厨房の検討

- ①調理方式の想定
- ②想定調理方式による厨房面積及び建設コスト比較検討

③民間事業者へのヒアリングの実施（厨房面積、必要設備の確認等）

(8) 物流搬送計画の検討

①院内物流搬送方式の検討（エアシューター、ロボティクス、ドローン等）

②各方式に伴う必要諸室及び設備の検討

③各方式採用によるイニシャル及びランニングコスト比較検討

④民間事業者へのヒアリングの実施

⑤類似事例等による評価作成

(9) 事業スケジュールの検討

①設計期間の検討

②建設工期の検討

(10) 概算事業費の検討（科目別内訳書相当）

①想定施設工事費

②外構工事

③準備工事（造成・解体）

④負担金一式

(11) 基本構想・計画との整合性確認

(12) その他必要な事項

7 成果品

(1) 提出物

・業務報告書 2部

・本業務に実施に当たり作成した全ての資料等の電子データ（CD-R等） 1式

(2) 成果品の帰属

本業務に基づいて作成された成果品は、すべて青森県及び青森市に帰属する。青森県及び青森市の許可なく他に公表、貸与又は使用等をしてはならない。

8 その他

(1) 受託者は、業務の実施に当たり関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 本業務で知り得た一切の情報を、青森県及び青森市の承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。

(3) 本業務に関する費用は受託者の負担とする。

(4) 業務に必要な資料及びデータを貸与する場合、受託者は破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理するものとし、業務完了後速やかに青森県及び青森市に返却するものとする。

(5) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書について定めのない事項については、受託者、青森県及び青森市協議の上で、青森県及び青森市の担当職員の指示に基づいて業務を遂行すること。